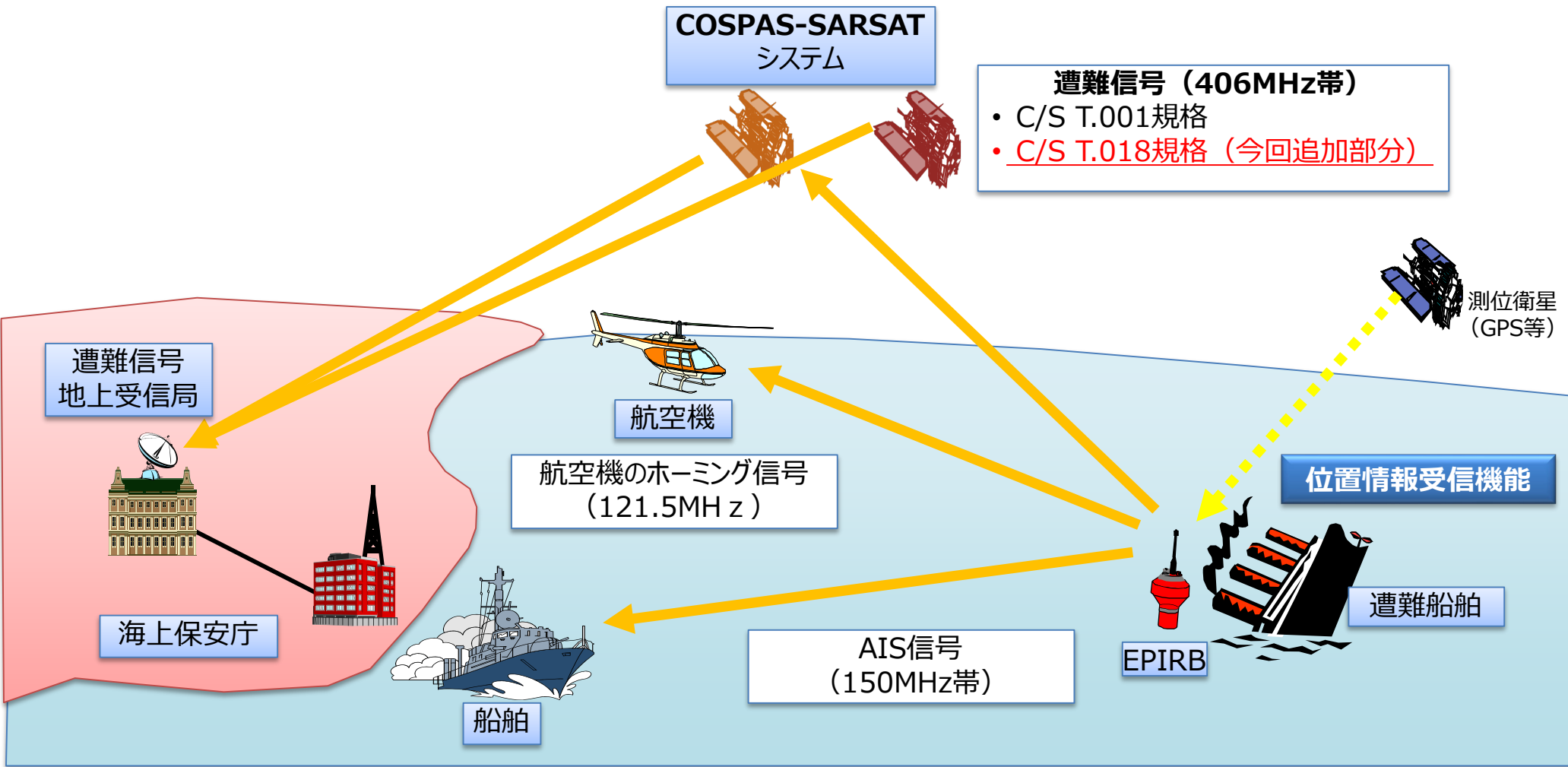


# 衛星非常用位置指示無線標識 (EPIRB) の概要

- 衛星非常用位置指示無線標識 (EPIRB) は、COSPAS-SARSATシステムを利用した海上での捜索救助のための無線通信システムであり、SOLAS条約において、GMDSS対象船舶への搭載が義務づけられている。
- EPIRBに係る性能基準等として、これまで、国際海事機関 (IMO) やCOSPAS-SARSATにおいて、「C/S T.001規格」が用いられてきたが、今般、新たに「**C/S T.018規格**」が選択可能となった。
- このため、「**C/S T.018規格**」に対応したEPIRBの性能基準に関する国内制度整備を行う。



# EPIRBに係る近年の制度改正状況

	令和4年9月14日以前	令和4年9月15日以降 (現行)	令和5年改正予定 (今回)
<b>COSPAS-SARSAT</b> 衛星向け規格	C/S T.001	同左	C/S T.001又は <u>C/S T.018</u> <u>のどちらかを選択</u>
<b>COSPAS-SARSAT</b> 衛星向け周波数	G1B電波 406.025,406.028,406.031, 406.037,406,04MHz のうち1波を選択	同左	(C/S T.001) G1B,G1D 電波 406.025,406.028,406.031, 406.037,406,04MHz のうち1波を選択 <u>(C/S T.018) G1D電波</u> <u>406.05MHz</u>
へり向けホーミング信号	A3X電波121.5MHz	同左	同左
船舶向けAIS装置	(搭載義務なし)	F1D電波2波 161.975,162.025MHz	同左
搭載時期	当該規格に対応したEPIRBについて、船舶に新規搭載可能なのは令和5年12月31日まで（既に搭載されているEPIRBは令和6年1月1日以降も継続使用可能）	船舶に新規搭載するEPIRBについて、令和6年1月1日以降は、AISの搭載が義務化。	

# 省令改正の概要

## 改正の対象となる省令

- 電波法施行規則 【電監審への必要的諮問事項】
- 無線設備規則 【電監審への必要的諮問事項】
- 無線局運用規則 【電監審への必要的諮問事項】
- 無線局免許手続規則
- 無線機器型式検定規則

当該システムの国内への導入に必要な省令改正を実施

## 関係省令の主な改正点

- 電波法施行規則関係
  - 衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識が送出しなければならない電波に406.05MHzを追加（第12条及び第36条の2）
  - 遭難通信として送信する信号の構成に、C/S T.018規格において新たに定義された信号の構成（装置の識別番号、国番号等）（別図第5号）
- 無線設備規則関係
  - C/S T.018規格を使用する衛星非常用位置指示無線標識として求められる条件のうち、空中線電力の10パーセントになってから90パーセントになるまでの時間を送信立ち上がり時間として追加。（第45条の2）
  - 衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識が使用するG1D電波の許容偏差及び占有周波数帯幅の許容値を追加（別表第一号及び別表第二号）
- 無線局運用規則関係
  - 衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識が送出しなければならない電波に406.05MHzを追加（第78条の2）
  - 遭難航空機局の航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を使用した際に準用する規定の訂正（第177条）
- 無線局免許手続規則
  - 衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識で用いる電波に406.05MHzを追加（別表第二号第3及び別表第二号の三第2）
- 無線機器型式検定規則関係
  - 衛星非常用位置指示無線標識で用いる電波に406.05MHzを追加（別表第1号）